

**上板町**  
**第7期障がい福祉計画**  
**第3期障がい児福祉計画**

**令和6年3月**  
**上板町**



# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 主要な障がい者関連法・施策の動き.....	2
3 第7期障がい福祉計画等に係る国の基本指針について.....	4
4 計画の位置づけ.....	9
5 計画の対象.....	10
6 計画の期間.....	11
7 計画の策定体制.....	11
第2章 障がい者を取り巻く状況.....	12
1 人口・世帯の動向.....	12
2 障がい者の状況.....	13
3 地域資源の状況.....	16
第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画.....	18
1 基本的な考え方.....	18
2 事業の全体像.....	20
3 成果目標.....	22
4 障がい福祉サービス等の見込量と確保策.....	34
5 障がい児通所支援等の見込量と確保策.....	47
第4章 計画の進め方.....	51
1 町の推進体制と計画の進行管理.....	51
2 連携の強化.....	51
3 サービス基盤の整備と人材の確保.....	52
資料編.....	53
上板町障がい福祉計画等策定委員会設置要綱.....	53

## ※障がいの表記について

「障がい」の表記については、原則として国の法令に基づく制度や組織名などの固有名詞を除いて、「障害」の「害」の字をひらがな表記としています。



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

本町では、平成 27 年 3 月に、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」とが一体となった「上板町障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進してきました。

平成 28 年 6 月には、障害福祉計画策定の根拠法となる「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、計画策定のための「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）も改正されました。また、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

国においては、令和 5 年 3 月に、障がい者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」が新たに「障害者基本計画（第 5 次）」として閣議決定されました。この「障害者基本計画（第 5 次）」は、障害者基本法第 11 条第 1 項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられています。

また、令和 4 年 5 月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和 4 年法律第 50 号）が制定され、同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。

徳島県においては、令和 6 年 3 月に、障害者基本法に基づく「障がい者施策基本計画」と、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」及び基本指針に基づく「徳島県障がい者計画」、「徳島県障がい福祉計画（第 7 期）」、「徳島県障がい児福祉計画（第 3 期）」を一体的に統合した「徳島県障がい者施策基本計画」を策定しました。

本町では、令和 3 年 3 月に、「上板町第 3 期障がい者計画・第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」が令和 5 年度で計画期間を終了することから、新たに「上板町第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」を策定します。

「上板町第 3 期障がい者計画」は、福祉をはじめ、保健、医療、教育、就労、生活支援、まちづくり等障がい者関連の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、障がい者及び障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する令和8年度末の数値目標（成果目標）を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児入所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に進めることを目的としています。

## 2 主要な障がい者関連法・施策の動き

平成27年3月策定の「上板町障がい者計画・第4期障がい福祉計画」以降の主要な障がい者関連法・施策の動きは以下の通りです。

### ■近年の主要な障がい者関連法・施策の動き

年	主な動き
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（1月） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 難病の患者に対する医療費助成に関して、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等</li> </ul> </li> <li>◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の閣議決定（2月）</li> </ul>
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者差別解消法の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供義務</li> </ul> </li> <li>◆障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者に対する差別の禁止、事業主による合理的配慮の提供義務</li> <li>● 精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等（平成30年4月から）</li> </ul> </li> <li>◆社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉人材の確保の推進（一部）</li> </ul> </li> <li>◆成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（5月） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進</li> </ul> </li> <li>◆発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行（8月） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達障害者の定義の規定、切れ目のない支援、家族等も含めた支援、総合的な相談体制の整備、地域の支援体制の構築等</li> </ul> </li> </ul>
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ユニバーサルデザイン2020行動計画」決定（2月）</li> <li>◆「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（3月）</li> <li>◆社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉法人制度の改革（一部）</li> </ul> </li> <li>◆「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行（10月） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな住宅セーフティネット制度の創設</li> </ul> </li> </ul>
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「障害者基本計画（第4次）」の閣議決定（3月）</li> <li>◆障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行（一部除き4月） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立生活援助、就労定着支援、共生型サービスの新設、重度訪問介護利用の最重度障害者の医療機関入院時の利用拡大</li> </ul> </li> </ul>

年	主な動き
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害児支援の強化：居宅訪問型児童発達支援サービスの新設、保育所等訪問支援の対象拡大、医療的ケアを要する障害児に対応する保健・医療・福祉等の連携促進、障害児福祉計画の策定</li> <li>● 成長期の障害児の補装具利用に貸与も可能に</li> <li>◆地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正の施行（4月）</li> <li>● 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定、地域住民の地域福祉活動参加促進のための環境整備、地域生活課題や複合化した地域生活課題に対応する総合的な相談体制、解決するための体制整備</li> <li>● 市町村が地域福祉計画策定に努める、福祉の各分野における上位計画として位置づける</li> <li>◆障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の公布・施行（6月）</li> <li>● 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する</li> <li>◆厚生労働省「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」公表（10月）</li> </ul>
<p>平成31年 令和元年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆文部科学省「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」公表（3月）</li> <li>◆文部科学省「障害者活躍推進プラン」公表（4月）</li> <li>● 文部科学省、教育委員会における障害者雇用推進プランをはじめ、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野におけるプランを打ち出す</li> <li>◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行（6月）</li> <li>● 視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与</li> </ul>
<p>令和2年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行（9月）（一部、令和元年6月）</li> <li>● 障害者雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇い入れ及び継続雇用の支援</li> <li>● 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置</li> <li>◆地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の公布（6月）</li> <li>● 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設</li> <li>◆高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行（6月）（一部、令和3年4月）</li> <li>● 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化</li> <li>● 国民に向けた広報啓発の取組推進・優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の促進、市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）</li> <li>● バリアフリー基準適合義務の拡大</li> <li>◆聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の成立（6月）</li> <li>● 国による基本方針の策定等</li> <li>● 電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等</li> <li>◆文部科学省「障害者活躍推進プラン」公表（7月）</li> <li>● 高等教育段階における政策プランを追加</li> </ul>

年	主な動き
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆改正障害者差別解消法の公布（6月） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者による合理的配慮の提供の義務化</li> </ul> </li> </ul>
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・施行（5月）</li> <li>◆障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）の制定（5月）</li> <li>◆改正児童福祉法の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害児入所施設の22歳までの入所継続可能、児童発達支援の類型一元化</li> </ul> </li> <li>◆障害者総合支援法等一部改正法の公布（12月） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援</li> </ul> </li> </ul>

### 3 第7期障がい福祉計画等に係る国の基本指針について

令和6年度を初年度とする第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に関する国の基本指針の概要は、以下の通りです。

#### ■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の概要

項目	内容
<b>第1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</b>	
基本的理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</li> <li>2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等</li> <li>3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</li> <li>4 地域共生社会の実現に向けた取組</li> <li>5 障害児の健やかな育成のための発達支援</li> <li>6 障害福祉人材の確保・定着</li> <li>7 障害者の社会参加を支える取組定着</li> </ol>
障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障</li> <li>2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障</li> <li>3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実</li> <li>4 福祉施設から一般就労への移行等の推進</li> <li>5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実</li> <li>6 依存症対策の推進</li> </ol>
相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談支援体制の充実・強化</li> <li>2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保</li> <li>3 発達障害者等に対する支援</li> <li>4 協議会の活性化</li> </ol>



項目	内容
障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域支援体制の構築</li> <li>2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</li> <li>3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</li> <li>4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</li> <li>5 障害児相談支援の提供体制の確保</li> </ol>
第2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行</li> <li>● 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減</li> </ul>
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数</li> <li>2 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）</li> <li>3 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）</li> </ol>
地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する</li> <li>● 令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める</li> </ul>
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値（令和3年度の実績に対する倍率） <ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業等：1.28倍以上</li> <li>就労移行支援事業：1.31倍以上</li> <li>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の全体の5割以上</li> <li>就労継続支援A型事業：1.29倍以上</li> <li>就労継続支援B型事業：1.28倍以上</li> </ul> </li> <li>● 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率の設定（令和3年度の実績に対する倍率） <ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業の利用者数：1.41倍以上</li> <li>就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所：全体の2割5分以上</li> </ul> </li> </ul> <p>協議会（就労支援部会）等の設置による取組の推進</p>

項目	内容
障害児支援の提供体制の整備等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置する</li> <li>● 地域の実情により、児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する</li> <li>● 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する</li> </ul> </li> <li>2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保する</li> </ul> </li> <li>3 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各都道府県及び各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する</li> </ul> </li> </ol>
相談支援体制の充実・強化等	<p>令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する</p> <p>基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める</p> <p>地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する</p>
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<p>令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する</p>

項目	内容
<b>第3-2 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項</b>	
定めなければならない事項	<p>◎令和8年度における成果目標の設定 【障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設入所者の地域生活への移行</li> <li>●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>●地域生活支援拠点等が有する機能の充実</li> <li>●福祉施設の利用者の一般就労への移行</li> </ul> <p>【障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児支援の体制整備の推進</li> </ul> <p>◎各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み</p> <p>◎令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）</p> <p>◎指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業並びに指定通所支援等の提供体制に係る関係機関との連携に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実施する事業の内容</li> <li>●各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</li> <li>●各年度の見込量の確保のための方策</li> <li>●その他実施に必要な事項</li> </ul>
定めるよう努めなければならない事項	<p>◎指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>◎各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等の整備の方策</p> <p>◎圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の計画的な基盤整備の方策</p> <p>◎各年度における市町村ごとの指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>◎指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業並びに指定通所支援等の提供体制に係る関係機関との連携に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等</li> </ul>
盛り込むことが望ましい事項	<p>◎市町村障害福祉計画等の基本的理念等</p> <p>◎市町村障害福祉計画等の期間</p> <p>◎市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価方法等</p>
考慮すべき事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</li> <li>3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項</li> <li>4 関係機関との連携に関する事項</li> </ol>

項目	内容
<b>第4 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等</b>	
障害者等に対する虐待の防止	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見</li> <li>2 一時保護に必要な居室の確保</li> <li>3 指定障害児入所支援の従事者への研修</li> <li>4 権利擁護の取組</li> <li>5 精神障害者に対する虐待の防止</li> </ol>
意思決定支援の促進	
障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	
障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	
障害を理由とする差別の解消の推進	
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	



## 4 計画の位置づけ

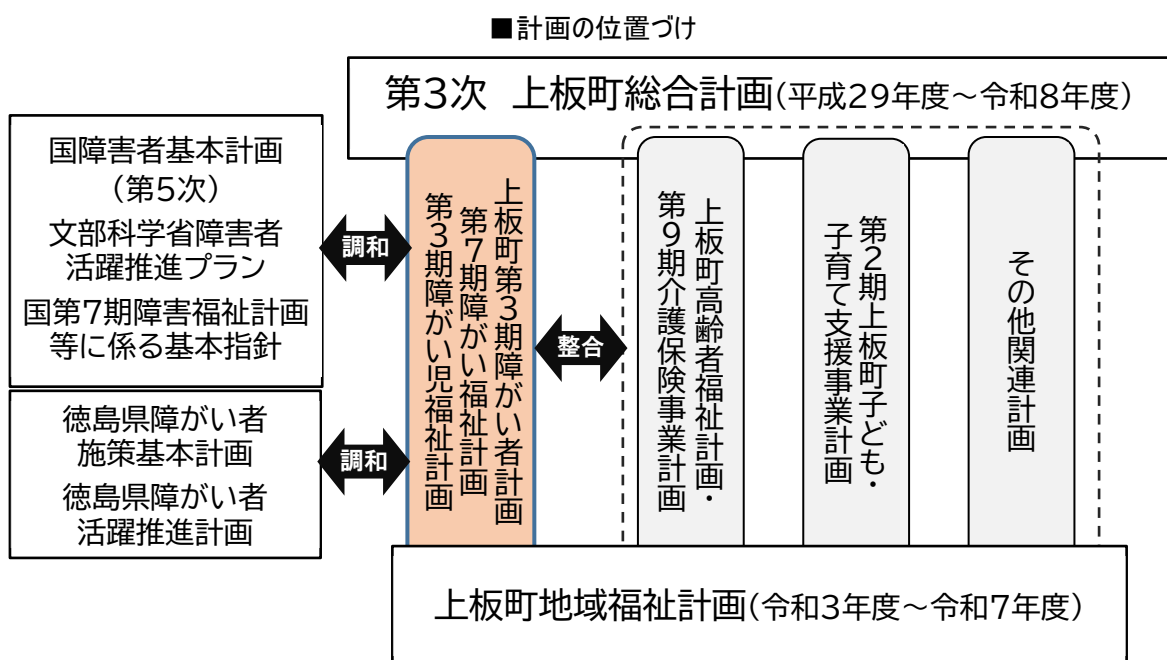
「上板町第3期障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村計画」として位置づけられ、障がいの自立及び社会参加の支援等のための本町の障がい者施策に関する基本的な計画で、国の「障害者基本計画（第5次）」（計画期間：令和5年度～令和9年度）及び徳島県の「徳島県障がい者施策基本計画」（計画期間：令和6年度～令和11年度）の考え方を踏まえたものとしています。

「上板町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく、市町村障害福祉計画（第7期）と「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく、市町村障害児福祉計画（第3期）の2つの法定計画として位置づけられます。

障がい福祉計画は、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業が計画的に提供されるよう、数値目標やサービス見込量と確保策などを定め、達成に向けて円滑な実施を目的に策定するものです。

障がい児福祉計画は、障がい児支援について、児童福祉法に基づき、サービス提供体制の構築を図ることを目的に策定するもので、両計画は、国及び徳島県の基本指針を踏まえるとともに、上板町の実情を勘案した内容としています。

また、この3つの計画は、一体的に策定し、本町のまちづくりの方向を定める「第3次上板町総合計画（後期計画）」（令和4年度）と本町の地域福祉推進の指針となる「上板町地域福祉計画」（令和3年度策定）を上位計画とするとともに、関連計画等との整合性に留意して策定しています。



## 5 計画の対象

この計画で、「障がい者」とは、障害者基本法第2条に規定する以下の人とし、年齢にかかわらず、また、障がい者手帳の有無にかかわらず、すべての人とします。なお、「障がい児」という場合は、児童福祉法による18歳未満としています。

### 【障害者】障害者基本法第2条

- 1 障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁：障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### ■障がい者の各法律による規定

対象者	関連法	内容
身体障がい者	身体障害者福祉法	この法律において、「身体障害者」とは、身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
知的障がい者	知的障害者福祉法	定義は明確に条文化されているわけではないが、厚生労働省では「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。
精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	この法律で、「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。
発達障がい者	発達障害者支援法	この法律において、「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。
難病患者	障害者総合支援法	この法律における難病等の範囲は、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲の対象疾患として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うこととした。対象疾患は何回か見直され、令和3年11月1日から366疾病となっている。また、難病法に基づく指定難病は、令和3年11月1日から338疾病となっている。

対象者	関連法	内容
障がい児	児童福祉法	この法律で、「障害児」とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、または治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

## 6 計画の期間

「上板町第3期障がい者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。また、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

「上板町第3期障がい者計画」は、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
上板町第2期障がい者計画					上板町第3期障がい者計画						
第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			

## 7 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、住民の参画を得るとともに、障がい者のニーズを把握・反映させるために、次のような機会を設定しました。

### ① 上板町障がい福祉計画等策定委員会

関係団体の代表や有識者等からなる「上板町障がい福祉計画等策定委員会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

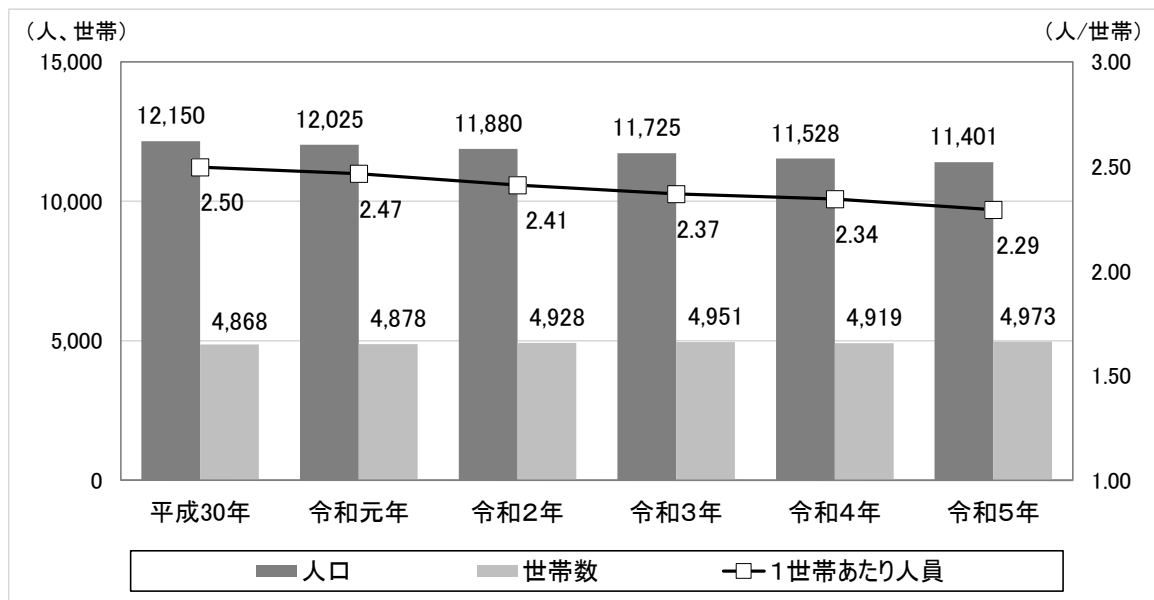
### 1 人口・世帯の動向

本町の人口は、年々緩やかに減少を続け、令和5年4月1日現在では11,401人となっています。

一方、世帯数は、年々緩やかに増加を続け、令和5年4月1日現在では4,973世帯となっています。

1世帯当たり人員は、平成30年の2.50人から、令和5年には2.29人と減少し、世帯規模の縮小が進んでいます。

■人口・世帯数、1世帯当たり人員の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)



## 2 障がい者の状況

### (1)障がい者手帳所持者

#### ① 身体障害者手帳所持者数

本町における身体障害者手帳所持者数は、おおむね 550 人台で推移しており、令和 4 年度末は 550 人となっています。総人口に占める割合は約 4.8%です。

等級別では、1 級が最も多く、1 級及び 2 級の重度の割合は、おおむね 50%で推移しています。

種類別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

項目		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
等級別	1 級	208	211	217	203	202	205
	2 級	85	83	81	73	70	68
	3 級	81	77	81	74	69	68
	4 級	162	155	159	139	145	147
	5 級	44	38	35	32	29	30
	6 級	39	44	41	36	35	32
1 級及び 2 級の重度の割合		47.3%	48.4%	48.5%	49.6%	49.5%	49.6%
種類別	視覚障がい	22	20	22	19	19	19
	聴覚・平衡機能障がい	89	96	91	82	82	82
	音声・言語等障がい	14	13	13	13	13	13
	肢体不自由	320	308	307	267	253	245
	内部障がい	174	171	181	176	183	191
合計		619	608	614	557	550	550
人口に対する割合		5.09%	5.06%	5.17%	4.75%	4.77%	4.79%

資料:上板町民生児童課(各年度末現在)

※種類別は重複があるため、合算が合計値とは一致しません。

## ② 療育手帳所持者数

本町における療育手帳所持者数は、年々、増加傾向にあり、令和4年度には185人となっています。総人口に占める割合も上昇傾向にあります。

等級別では、B2が最も多く、A1及びA2の重度の割合は、減少傾向にあったものの、令和4年度は38.9%で、増加に転じています。

■療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

項目		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
等級別	A1	27	29	31	33	32	37
	A2	20	23	24	23	25	35
	B1	22	29	31	30	33	43
	B2	40	51	57	67	67	70
A1及びA2の重度の割合		43.1%	39.4%	38.5%	36.6%	36.3%	38.9%
合計		109	132	143	153	157	185
人口に対する割合		0.90%	1.10%	1.20%	1.30%	1.36%	1.61%

資料:上板町民生児童課(各年度末現在)

## ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向で推移しており、令和4年度には102人となっています。総人口に占める割合は、平成29年度は0.72%でしたが、令和4年度は0.89%となっています。

等級別では、2・3級がおおむね増加傾向にあり、重度である1級の手帳所持者数は減少傾向で推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

項目		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
等級別	1級	22	21	16	12	15	11
	2級	38	37	40	40	43	51
	3級	27	32	38	43	35	40
1級(重度)の割合		25.3%	23.3%	17.0%	12.6%	16.1%	10.8%
合計		87	90	94	95	93	102
人口に対する割合		0.72%	0.75%	0.79%	0.81%	0.81%	0.89%

資料:上板町民生児童課(各年度末現在)

## (2) 自立支援医療費受給者

自立支援医療費受給者数は、令和4年度末で、更生医療が47人、育成医療が1人、精神通院医療が184人となっています。

■ 自立支援医療費受給者数の推移

(単位:人)

項目	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
更生医療	45	43	50	37	41	47
育成医療	2	1	1	1	1	1
精神通院医療	157	158	170	109	183	184

資料:上板町民生児童課(各年度末現在)

## (3) 障がい支援区分認定者数

本町における障がい支援区分認定者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

区分別では、支援の必要度が最も高い「区分6」が最も多く、令和4年度には28人で、全体の27.7%を占めています。

■ 障がい支援区分認定者数の推移

(単位:人)

項目	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
区分1	3	2	3	2	3	4
区分2	18	19	24	28	22	22
区分3	25	26	22	23	20	17
区分4	20	17	18	13	12	11
区分5	11	12	14	19	16	19
区分6	27	26	27	26	27	28
合計	104	102	108	111	100	101

資料:上板町民生児童課(各年度末現在)

### 3 地域資源の状況

#### (1) 障がい福祉サービス等提供事業所

##### ① 障がい福祉サービス

町内の障がい福祉サービス提供事業所の設置状況は以下の通りです。

■障がい福祉サービス提供事業所の状況

(単位:箇所)

サービス名	令和5年度	サービス名	令和5年度
居宅介護	1	短期入所(福祉型・医療型)	2
重度訪問介護	1	共同生活援助	5
自立生活援助	1	施設入所支援	1
生活介護	4	計画相談支援	3
自立訓練(生活訓練)	1	児童発達支援	2
宿泊型自立訓練	1	放課後等デイサービス	3
就労移行支援	2	保育所等訪問支援	1
就労継続支援A型	0	障害児相談支援	2
就労継続支援B型	5	地域移行支援	2
就労定着支援	1	地域定着支援	2

資料: 上板町民生児童課(令和5年4月1日現在)

##### ② 地域生活支援事業

町内で地域生活支援事業を提供している事業所は以下の通りです。

■地域生活支援事業提供事業所の状況

(単位:箇所)

区分	事業名	事業所数	備考
必須事業	理解促進研修・啓発事業		直接実施
	自発的活動支援事業	1	板野郡で共同実施
	相談支援事業	7	板野郡で共同実施
	意思疎通支援事業	1	板野郡で共同実施
	日常生活用具給付等事業		直接実施
	手話奉仕員養成研修	1	板野郡で共同実施
	移動支援事業	21	委託
	地域活動支援センター	2	一部板野郡で共同実施
任意事業	生活訓練等	1	板野郡で共同実施
	日中一時支援事業	19	委託
	障害者虐待防止対策支援	1	委託
	障がい支援区分認定等事務	1	板野郡で共同実施

資料: 上板町民生児童課(令和5年4月1日現在)

### ③ 相談支援

#### 1) 障がい児・者相談支援事業所

障がい者の自立した社会生活の実現を目的として、障がい児・者やその家族からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、現在では指定一般相談支援事業所が7か所、指定特定相談支援事業所が8か所、指定障がい児相談支援事業所の7か所が相談業務に携わっています。

#### 2) 障害者相談員

町長からの委嘱を受けた民間の協力者で、身体障がい者・知的障がい者または、その保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を行っています。

具体的には、障がい者の生活上の様々な相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するため、公的機関、関係団体等とのパイプ役になり、障がい者のための社会参加に関する地域活動を行っています。

また、障がい者に対する地域住民の理解を深めるため、各種の啓発活動にも取り組みます。

#### 3) 民生委員・児童委員

心身に障がいのある人や地域の要援護者などの自立更生を援助指導するとともに、関係機関と協力して、地域福祉の増進に努めるため、町内各地区の人が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

# 第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

## 1 基本的な考え方

本計画においては、「上板町第3期障がい者計画」の基本理念のもとに、障がい福祉サービス等の提供体制の充実を図るとともに、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を総合的に推進するため、国の基本指針を踏まえ、次の7つの点を重視します。

### ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重しながら、意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要な支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるように、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

### ② 上板町を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの実施主体を上板町とすることで、障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるようにします。また、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい・知的障がい・精神障がい者及び難病患者等の障がい児・者とし、地域において均等にサービスが行きわたるように努めます。

### ③ 地域生活を送るための課題に対応したサービス提供体制の整備

適切な意思決定支援のもと、施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がい者等の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援の拠点づくりや NPO 等による法律や制度に基づかないサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を計画的に進めます。

### ④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、社会福祉法に基づく包括的な支援体制の構築に取り組みます。

### ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい種別によらない質の高い専門的な発達支援を行う、障害児通所支援等の充実を図るとともに、ライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援体制の構築をめざします。

### ⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とともに担い手を確保・定着を図っていくことが必要です。そのため、徳島県等関係機関と連携し専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいくとともに、職場環境の整備やハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務効率化に取り組んでいきます。

### ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要であり、その際に、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指していくことが重要です。

特に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

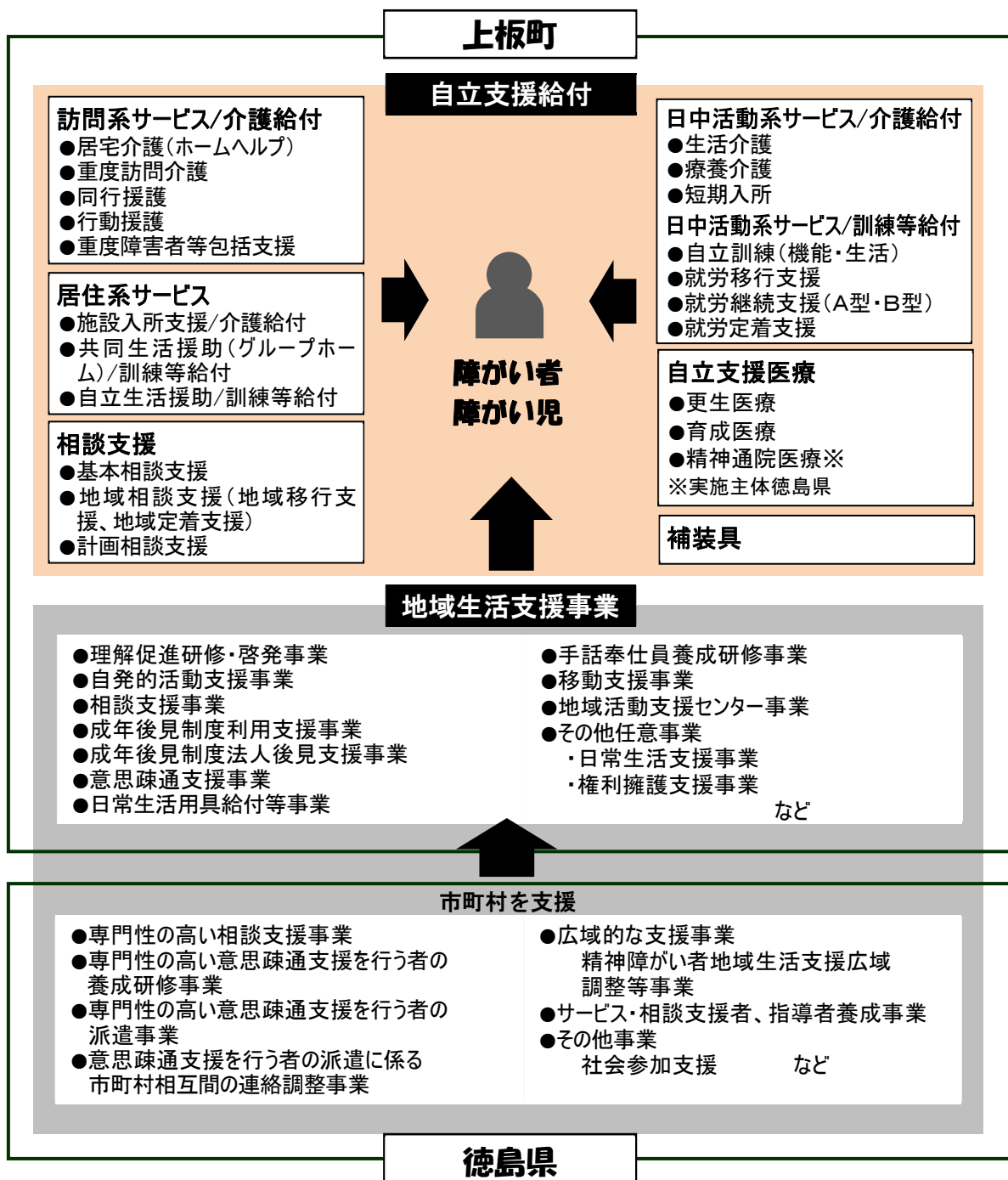
さらに、障がい者等による情報の取得利用や意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当や産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等に取り組んでいきます。

## 2 事業の全体像

### (1) 障害者総合支援法に基づく事業

障害者総合支援法による総合的な支援は、大きくは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

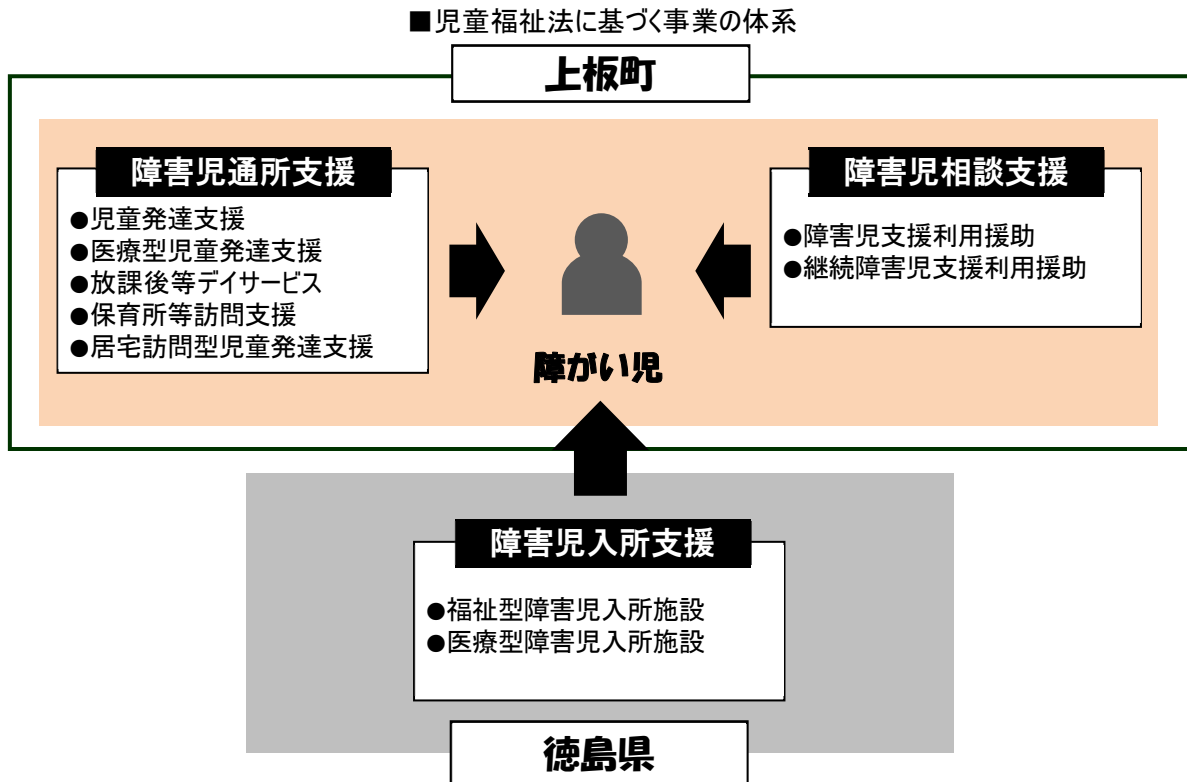
■ 障がい福祉サービスの事業体系





## (2) 児童福祉法に基づく事業

児童福祉による総合的な支援は、大きくは「障害児通所支援」と「障害児相談支援」で構成されています。



### 3 成果目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 【第6期計画の実績】

施設入所者は、第6期計画では、令和元年度の22人に対し、新規入所者による増、入所者の地域生活への移行による減を相殺し、令和5年度に21人と計画値通りの見込みです。入所者の地域生活への移行は、令和3年度から令和5年度の累計は0人であり、第6期計画の計画値は未達となっています。

■ 第6期計画の計画値と実績値

項目	令和元年度	令和5年度	
	実績値	計画値	見込
年度末時点利用者数(人)	22	21	21
削減数(人)		1	1
地域生活移行者数(人) (累計)		2	0

##### 【第7期計画の目標】

###### <国の基本的な考え方>

- \* 令和4年度末入所者の6%以上が令和8年度末までに地域移行(福祉施設においては必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要)
- \* 令和8年度末入所者数は令和4年度末入所者数から5%以上削減

第7期計画期間に1人が地域移行し、新規入所者による増も含め、令和8年度の入所者は20人を見込みます。

地域移行支援など、必要な支援・サービスを受けやすい環境づくりに努めます。

■ 第7期計画の目標

項目	令和4年度 実績値	令和5年度 見込	令和8年度 目標値
年度末時点利用者数(人)	19	21	20
令和4年度からの削減数(人)			1
地域生活移行者数(人)			1

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【第6期計画の実績】

第6期計画期間において、他町と板野郡自立支援協議会精神支援部会の共同設置に向けた検討を実施してきました（広域：5町、相談支援事業所など）。

令和5年度の見込は、計画値を下回る項目もありますが、すべての項目で令和2年度の値を上回る値が見込まれています。

#### ■ 第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和2年度	令和5年度	
		実績値	計画値	見込
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	回/年	0	1	3
協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの年間参加者数	人/年	0	41	27
協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	回/年	0	1	1
精神障がい者の地域移行支援の月平均利用者数	人/月	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の月平均利用者数	人/月	0	1	0
精神障がい者の共同生活援助の月平均利用者数	人/月	4	3	5
精神障がい者の自立生活援助の月平均利用者数	人/月	0	1	0

## 【第7期計画の目標】

### ＜国の基本的な考え方＞

- \* 成果目標として、退院後1年以内の地域における平均生活日数として、令和8年度目標値を325.3日以上とする
- \* 精神病床における1年以上長期入院患者数を設定
- \* 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上）を設定

第7期計画期間において、板野郡自立支援協議会精神支援部会として、協議会等の実施を促進します（広域：5町、相談支援事業所など）。

また、より良い環境づくりに努め、精神障がい者の地域移行・定着支援、共同生活援助、自立生活援助を推進します。

### ■第7期計画の目標

項 目		令和5年度 見込	令和8年度 目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	回/年	3	3
協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの年間参加者数	人/年	27	27
協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	回/年	1	1
精神障がい者の地域移行支援の月平均利用者数	人/月	1	1
精神障がい者の地域定着支援の月平均利用者数	人/月	0	1
精神障がい者の共同生活援助の月平均利用者数	人/月	5	5
精神障がい者の自立生活援助の月平均利用者数	人/月	0	1

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【第6期計画の実績】

地域生活支援拠点等を令和5年度までに1箇所整備することを目標にしていましたが、令和5年度は整備に向けた検討段階にあり、計画値は未達となっています。

■ 第6期計画の計画値と実績値

項 目	令和2年度	令和5年度	
	実績値	計画値	見込
地域生活支援拠点等の整備	1	1	検討

#### 【第7期計画の目標】

＜国の基本的な考え方＞

- \* 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連体制の構築を進め、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること
- \* 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

令和8年度までに、板野郡共同による地域生活支援拠点等の整備をめざします。

■ 第7期計画の目標

項 目	令和5年度 見込	令和8年度 目標値
地域生活支援拠点等の整備	検討	1

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 【第6期計画の実績】

年間一般就労移行者数は、令和5年度の見込値が0人、計画値は未達となっています。

■ 第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和元年度	令和2年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	見込
年間一般就労移行者数	人	10	7	0	13	0
	倍率		0.7	0	1.3	0
就労移行支援事業利用者数	人	14	2	0	4	0
	進捗率		100%	0%	100%	0%
就労移行支援事業所ごとの 就労移行率	箇所	2	-	0	-	0
	3割以上		0	0	0	0
	進捗率		0%	0%	0%	0%
就労定着支援事業による支援開始1年後の 職場定着率			100%	100%	100%	100%



【第7期計画の目標】

＜国の基本的な考え方＞

- \* 令和8年度中の一般就労移行者は、令和3年度移行実績の1.28倍以上  
 就労移行支援事業については、令和3年度移行実績の1.31倍以上  
 就労継続支援A型事業については、令和3年度実績の1.29倍以上  
 就労継続支援B型事業については、令和3年度実績の1.28倍以上
- \* 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- \* 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率の設定（令和3年度の実績に対する倍率）  
 就労移行支援事業の利用者数：1.41倍以上  
 就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所：全体の2割5分以上

令和8年度の年間一般就労移行者数を4人、就労定着支援事業利用者数を4人、就労定着支援の就労定着率100%を見込みます。

■ 第7期計画の目標

項 目		令和5年度 見込	令和8年度 目標値
年間一般就労移行者数	人	0	4
	倍率	0	1.3
うち、就労移行支援事業	人	0	3
うち、就労継続支援A型事業	人	0	1
うち、就労継続支援B型事業	人	0	1
就労定着支援事業利用者数	人	3	4
就労定着支援の就労定着率	割合	100%	100%

## (5) 障害者就労施設等からの物品等の調達

### 【第6期計画の実績】

本町では、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を毎年度定め、本町における障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進しています。

調達目標は、前年度実績を上回ることであります。令和2年度及び令和3年度の物品は、新型コロナウイルス感染症の影響により、0件となっていましたが、令和4年度は令和元年度の倍の12件に増加しています。また、令和元年度から令和3年度の役務は、増加傾向にありましたが、令和4年度は減少に転じています。

今後も、可能な限りすべての部署において、障害者就労施設等から物品等の優先調達をめざします。

### ■障害者就労施設等からの物品等の調達実績

項目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
物品	6	195,366	0	0	0	0	12	285,932
役務	9	10,394	10	8,635	18	682,450	14	225,995
合計	15	205,760	10	8,635	18	682,450	26	511,927

物 品	役 務
<ul style="list-style-type: none"> <li>●消耗品（啓発グッズ、各種記念品等）</li> <li>●食料品（ペットボトルのお茶・コーヒー、パン・焼き菓子等）</li> <li>●小物・生活雑貨（布製品、木工、陶器等）</li> <li>●その他障害者就労施設等が提供可能な物品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●印刷（名刺等の各種印刷物、パンフレット、ポスター印刷等）</li> <li>●クリーニング</li> <li>●清掃作業・除草作業等</li> <li>●軽作業（シール貼り、袋詰め、部品組み立て等）</li> <li>●その他障害者就労施設等が提供可能な役務</li> </ul>

### 【第7期計画の目標】

毎年度、前年度実績を上回る件数および金額をめざします。





## (6) 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【第2期計画の実績】

保育所等訪問支援は、令和5年度は1箇所と計画値は未達となっています。しかし、その他の障がい児支援の提供体制の整備等については、令和2年度には計画値を上回る数値となっています。

■ 第2期計画の計画値と実績値

項 目		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
児童発達支援センター	箇所	0	2 (広域)	2	2 (広域)	2	2 (広域)	2	2 (広域)
保育所等訪問支援	箇所	0	1	2	1	2	1	2	1
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	箇所	1	2 (広域)	1	2 (広域)	1	2 (広域)	1	2 (広域)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	箇所	1	2 (広域)	1	2 (広域)	1	2 (広域)	1	2 (広域)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	人	3	5	3	5	3	7	3	7



## 【第3期計画の目標】

### ＜国の基本的な考え方＞

- \* 児童発達支援センターの設置については、令和8年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置
- \* 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- \* 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村に少なくとも1箇所以上確保

「障がい児支援の提供体制の整備等」は、圏域で国の目標を達成しており、引き続き、重症心身障がい児、医療的ケア児への支援体制の充実をめざします。

### ■ 第3期計画の目標

項 目		令和5年度 見込	令和8年度 目標値
児童発達支援センター	箇所	2(広域)	2(広域)
保育所等訪問支援	箇所	1	1
主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所	箇所	2(広域)	2(広域)
主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所	箇所	2(広域)	2(広域)
医療的ケア児支援のための関係機関 の協議の場	箇所	1	1
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	人	7	10

発達障がいのある児童に対する支援は、保護者等が子どもの障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、早期に気づき、適切な対応が重要です。そのために、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を行う体制の確保を推進します。

また、発達障がいを早期にかつ正確に診断し、適切な支援の提供に向け、県と連携し、圏域で発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関の確保・充実に努めます。

### ■ 成果目標の達成に向けた活動指標

項 目		令和5年度 見込	令和8年度 目標値
ペアレントプログラム受講者数	人	0	10
ペアレントトレーニング受講者数	人	0	10
ペアレントメンター講習会受講者数	人	0	10

## (7) 相談支援体制の充実・強化等

### 【第6期計画の実績】

#### ＜国の基本的な考え方＞

- \*各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- \*協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

町は、障がい福祉サービスの利用に必要な障がい支援区分の認定や、障がい年金・各種手当等の支給決定を行う機関として、障がい者の福祉に関する相談や適切なサービス・支援の充実に努めています。

また、ライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、高齢障がい者が介護保険サービスへ移行する際の対応や、「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、関係各課や関係機関との連携強化を推進します。

さらに、民間の障がい者相談支援事業所に対し、適切な相談支援を働きかけます。

#### ■ 第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和2年度	令和5年度	
		実績値	計画値	見込
基幹相談支援センターの設置	有無	設置検討	設置	設置検討
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	0	6	0
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	件/年	0	3	0
地域の相談機関との連携強化の取組の年間実施回数	回/年	5	12	12

### 【第7期計画の目標】

#### ■ 第7期計画の目標

項 目		令和5年度 見込	令和8年度 目標値
基幹相談支援センターの設置	有無	設置検討	設置
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	0	6
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	件/年	0	3
地域の相談機関との連携強化の取組の年間実施回数	回/年	12	12

## (8) 障がい福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

### 【第6期計画の実績】

#### ＜国の基本的な考え方＞

＊令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

障がい者の自立と社会参加の促進に向け、本人の意向を最大限に尊重しながら、一人ひとりの障がいの状況や家庭、住まいの状況等に応じて、必要なサービスや社会資源等の情報提供を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。その際、医療・福祉・保健・教育・就労等のサービスを総合的に提供するケアマネジメントの手法を取り入れられるように、県と連携のもと、相談支援事業従事者の相談支援事業者研修への参加を促します。

また、圏域において、障がい福祉サービス事業者の指導・監査等にかかわる関係課や関係機関等と連携し、指導監査の適正な実施とその結果の情報共有、請求審査結果の分析等を通じて、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上を図ります。

#### ■ 第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和2年度	令和5年度	
		実績値	計画値	見込
徳島県が実施する研修その他の研修への町職員の参加	人	2	2	2
障害者自立支援支払等システムによる審査結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有体制	有無	有	有	有
審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有した実施回数	回/年	5	5	12
指導監査結果の関係市町村との共有体制	有無	有	有	有
指導監査結果の関係市町村と共有した実施回数	回/年	0	3	0

【第7期計画の目標】

■第7期計画の目標

項 目		令和5年度 見込	令和8年度 目標値
徳島県が実施する研修その他の研修への町職員の参加	人	2	2
障害者自立支援支払等システムによる審査結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有体制	有無	有	有
審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有した実施回数	回/年	12	12
指導監査結果の関係市町村との共有体制	有無	有	有
指導監査結果の関係市町村と共有した実施回数	回/年	0	3



## 4 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

### (1) 障がい福祉サービス

#### ① 訪問系サービス

##### ■訪問系サービスの種類と内容

サービス名	内 容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### 【第6期計画の実績】

上記5つのサービスの中で、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援は、計画がなく、実績もない状況です。

他の3つのサービスの利用者数は、増加傾向を見込んでいましたが、減少ないし横ばい傾向にあり、令和5年度の達成率は82.5%の見込です。

利用時間数は、利用者数と同様に減少ないし横ばい傾向にあり、令和5年度の達成率は67.0%と見込まれ、1人あたりの利用時間数も減少しています。

##### ■第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	利用者数/月	34	36	37	33	40	33
	利用時間/月	1,054	823	1,147	776	1,240	831

#### 【第7期計画の見込量】

第6期は新型コロナウイルス感染症の流行の中で、利用控えが実績の減少の一因と想定されますが、障がい者手帳所持者の増加傾向であることを踏まえ、利用者数の増加を見込んでいます。

##### ■第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	利用者数/月	34	35	36
	利用時間/月	850	875	900

② 日中活動系サービス

■ 日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【第6期計画の実績】

上記7つのサービスの中で、自立訓練（機能訓練）及び短期入所（医療型）については、計画がなく、実績もない状況です。

計画期間を通して利用者数が計画値を上回った（同等も含む）サービスは、就労移行支援及び就労継続支援（B型）、就労定着支援、短期入所（福祉型）となっています。

利用日数は、就労継続支援（B型）以外は計画値を下回り、1人あたりの利用日数も少なくなっています。

■ 第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
生活介護	利用者数/月	43	44	46	43	49	44
	利用日数/月	860	822	920	816	980	833
自立訓練(機能訓練)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数/月	3	1	4	4	5	3
	利用日数/月	45	14	60	23	75	43
就労移行支援	利用者数/月	6	11	7	10	8	10
	利用日数/月	120	99	140	77	160	83

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
就労継続支援(A型)	利用者数/月	17	15	19	14	21	16
	利用日数/月	340	292	380	266	420	283
就労継続支援(B型)	利用者数/月	34	46	36	51	38	51
	利用日数/月	612	713	648	822	684	899
就労定着支援	利用者数/月	1	3	2	4	3	3
療養介護	利用者数/月	10	10	10	9	11	10
短期入所(福祉型)	利用者数/月	5	7	6	9	7	9
	利用日数/月	30	26	36	34	42	38
短期入所(医療型)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0

### 【第7期計画の見込量】

令和5年度の実績見込と第6期計画期間の利用状況を踏まえて、利用者増を見込んでいます。

#### ■ 第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数/月	45	46	47
	利用日数/月	840	870	900
自立訓練(機能訓練)	利用者数/月	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数/月	4	5	6
	利用日数/月	80	100	120
就労選択支援	利用者数/月	0	7	14
	利用日数/月	0	6	12
就労移行支援	利用者数/月	10	11	12
	利用日数/月	80	90	100
就労継続支援(A型)	利用者数/月	17	18	19
	利用日数/月	340	360	380
就労継続支援(B型)	利用者数/月	50	52	54
	利用日数/月	900	936	972
就労定着支援	利用者数/月	2	3	4
療養介護	利用者数/月	12	12	12
短期入所(福祉型)	利用者数/月	9	10	11
	利用日数/月	45	50	55
短期入所(医療型)	利用者数/月	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0

### ③ 居住系サービス



■居住系サービスの種類と内容

サービス名	内 容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【第6期計画の実績】

自立生活援助は、令和5年度の計画値1人に対して0人と計画値は未達となっています。

共同生活援助は、計画期間を通して、計画値以上の利用があり、達成率は100%を上回っています。

施設入所支援は、令和3～4年度において、達成率90%以上となっており、令和5年度は、達成率100%が見込まれています。

■第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
自立生活援助	利用者数/月	0	0	0	0	1	0
共同生活援助	利用者数/月	14	18	15	19	16	20
施設入所支援	利用者数/月	21	20	21	19	20	20

【第7期計画の見込量】

施設入所者は、成果目標の削減数や地域移行者数を踏まえ、設定します。

■第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数/月	0	0	1
共同生活援助	利用者数/月	21	22	23
施設入所支援	利用者数/月	21	21	20

## (2) 相談支援

### ■相談支援サービスの種類と内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力しあい、よりきめ細かい支援を行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者または障がい者施設等に入所している障がい者につき住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がい者につき、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急等に相談等必要な支援を行います。

### 【第6期計画の実績】

計画相談支援および地域移行支援の計画値は未達となっています。一方、地域定着支援は、計画がなく、実績もない状況です。

### ■第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
計画相談支援	実利用者数/年	338	154	365	151	394	150
地域移行支援	実利用者数/年	11	3	12	3	13	1
地域定着支援	実利用者数/年	0	0	0	0	0	0

### 【第7期計画の見込量】

令和5年度の実績見込と第6期計画期間の利用状況を踏まえて、利用者増を見込んでいます。

### ■第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数/年	155	160	165
地域移行支援	実利用者数/年	2	2	2
地域定着支援	実利用者数/年	1	1	1

### (3) 地域生活支援事業の見込量と確保策

#### ① 必須事業

■地域生活支援事業の必須事業の種類と内容

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	共生社会の実現を図るため、地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	地域住民や障がい者等が中心になって行う、障がい者と地域の人々の相互理解のための活動を支援します。
相談支援事業	障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行うとともに、一般住宅への入居を希望する人に対し必要な調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい者の成年後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する費用の一部または全部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話奉仕員・要約筆記者等を派遣します。
日常生活用具給付等事業	障がい児・者の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進及び日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター	障がい者の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動または生産活動などの機会を提供します。

#### 1) 理解促進研修・啓発事業

##### 【第6期計画の実績】

■第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

##### 【第7期計画の見込量】

引き続き、実施します。

■第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施

## 2) 自発的活動支援事業

### 【第6期計画の実績】

#### ■ 第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### 【第7期計画の見込量】

引き続き、実施します。

#### ■ 第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施

## 3) 相談支援事業

### 【第6期計画の実績】

#### ■ 第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
障がい者相談支援事業	実施箇所	7	7	7	7	7	7
基幹相談支援センター等強化事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施箇所	0	0	0	0	0	0

### 【第7期計画の見込量】

障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等強化事業を引き続き、実施するとともに、住宅入居等支援事業についても、実施をめざします。

#### ■ 第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	実施箇所	7	7	7
基幹相談支援センター等強化事業	実施箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施箇所	0	0	0

#### 4) 成年後見制度利用支援事業

##### 【第6期計画の実績】

###### ■第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
成年後見制度利用支援事業	実施件数	2	0	2	0	3	0

##### 【第7期計画の見込量】

引き続き、実施します。

###### ■第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実施件数	2	2	2

#### 5) 成年後見制度法人後見支援事業

本町では、実施できていませんが、関係団体等と連携し、実施をめざします。

#### 6) 意思疎通支援事業

##### 【第6期計画の実績】

###### ■第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
手話通訳者派遣事業	手話通訳士登録者数	5	1	5	2	5	2
	派遣件数	120	145	120	109	120	120
	延べ回数	120	145	120	109	120	120
要約筆記者派遣事業	要約筆記者登録者数	1	1	1	1	1	1
	派遣件数	2	2	2	2	2	2
	延べ回数	2	2	2	2	2	2

【第7期計画の見込量】

引き続き、実施します。

■第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	手話通訳士登録者数	2	2	2
	延べ回数	120	120	120
要約筆記者派遣事業	要約筆記者登録者数	1	1	1
	延べ回数	2	2	2

7) 日常生活用具給付等事業

【第6期計画の実績】

■第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
介護訓練支援用具	利用件数	1	1	1	0	1	1
自立生活支援用具	利用件数	2	1	2	1	2	1
在宅療養等支援用具	利用件数	3	2	3	1	3	3
情報・意思疎通支援用具	利用件数	3	3	4	1	5	2
排せつ管理支援用具	利用件数	300	330	312	323	324	310
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数	1	0	1	0	1	1

【第7期計画の見込量】

引き続き、実施します。

■第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	利用件数	1	1	1
自立生活支援用具	利用件数	2	2	2
在宅療養等支援用具	利用件数	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	利用件数	4	4	4
排せつ管理支援用具	利用件数	310	320	320
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数	1	1	1

## 8) 手話奉仕員養成研修事業

### 【第6期計画の実績】

#### ■第6期計画の計画値と実績値

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
手話奉仕員養成研修事業	実施回数	24	37	24	39	24	40

### 【第7期計画の見込量】

引き続き、実施します。

#### ■第7期計画の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実施回数	40	40	40

## 9) 移動支援事業

### 【第6期計画の実績】

#### ■第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
移動支援事業	実人数	26	20	27	19	28	19
	延べ時間	520	324	540	455	560	480

### 【第7期計画の見込量】

引き続き、実施します。

#### ■第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実人数	20	21	22
	延べ時間	500	525	550

## 10) 地域活動支援センター

### 【第6期計画の実績】

#### ■第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
基礎的事業	人数	35	25	36	27	37	28
	実施箇所	2	2	2	2	2	2
I 型	実施箇所	1	1	1	1	1	1
II 型	実施箇所	0	0	0	0	0	0
III 型	実施箇所	1	1	1	1	1	1

### 【第7期計画の見込量】

引き続き、実施します。

#### ■第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	人数	28	29	30
	実施箇所	2	2	2
I 型	実施箇所	1	1	1
II 型	実施箇所	0	0	0
III 型	実施箇所	1	1	1





② 任意事業

■ 地域生活支援事業の任意事業の種類と内容

事業名	内 容
日常生活支援事業	日中において監護する人がいない障がい者に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するために行う日常的な訓練などを行います。
権利擁護支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その他の適切な支援等を行います。
交付税財源による障害支援区分認定等事務	障がい支援区分認定等の事務を円滑に実施し、障がい福祉サービスの円滑な利用を図ります。
交付税財源による自動車運転免許取得・改造助成	障がい者の社会参加支援のため、自動車の免許取得費用や車両の改造費用について助成します。

1) 日常生活支援事業

【第6期計画の実績】

■ 第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
生活訓練等	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援事業	利用者数	26	5	27	5	28	5
	利用回数	260	48	270	45	280	42

【第7期計画の見込量】

引き続き、実施します。

■ 第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練等	実施状況	実施	実施	実施
日中一時支援事業	利用者数	6	7	8
	利用回数	48	56	64

## 2) 権利擁護支援事業

### 【第6期計画の実績】

#### ■第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
障害者虐待防止対策支援	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### 【第7期計画の見込量】

引き続き、実施します。

#### ■第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者虐待防止対策支援	実施状況	実施	実施	実施

## 3) 交付税財源

### 【第6期計画の実績】

#### ■第6期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
障がい支援区分認定等事務	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### 【第7期計画の見込量】

引き続き、実施します。

#### ■第7期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい支援区分認定等事務	実施状況	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成	実施状況	実施	実施	実施



## 5 障がい児通所支援等の見込量と確保策

### (1) 障がい児通所支援

■障がい児通所支援サービスの種類と内容

サービス名	内 容
児童発達支援	障がい児が日常生活における基本的な動作や知識技能を習得し、集団生活に適應できるように、適切かつ効果的な指導及び訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障がい児の保育所等における集団生活適應のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

#### 【第2期計画の実績】

児童発達支援及び放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用児童数は、計画値を上回る値となっています。医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は、各年0人となっています。

利用日数を見ると、放課後等デイサービスは令和5年度に計画値を上回っていますが、その他の項目は計画値を下回っています。

■第2期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
児童発達支援	利用児童数/月	28	32	30	42	32	42
	利用日数/月	182	156	195	189	208	189
医療型児童発達支援	利用児童数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用児童数/月	40	49	43	50	46	55
	利用日数/月	440	436	473	466	506	542
保育所等訪問支援	利用児童数/月	4	17	5	18	6	15
	利用日数/月	5	3	6	3	7	2
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数/月	1	0	1	0	2	0
	利用日数/月	10	0	10	0	20	0

### 【第3期計画の見込量】

令和5年度の見込と第2期計画期間中の利用動向を踏まえ、見込んでいます。

#### ■第3期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用児童数/月	44	46	48
	利用日数/月	198	207	216
医療型児童発達支援	利用児童数/月	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0
放課後等デイサービス	利用児童数/月	57	60	63
	利用日数/月	570	600	630
保育所等訪問支援	利用児童数/月	15	15	15
	利用日数/月	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数/月	1	1	1
	利用日数/月	10	10	10

## (2) 障がい児入所支援

#### ■障がい児入所支援サービスの種類と内容

サービス名	内 容
福祉型障害児入所支援	児童の日常生活能力の維持・向上のための訓練、コミュニケーションの支援、食事、排せつ、入浴などの介護を行います。
医療型障害児入所支援	児童の保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の習得支援、治療を行います。

### 【第2期計画の実績】

#### ■第2期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
福祉型障害児入所支援	利用児童数/月	0	0	0	0	0	0
医療型障害児入所支援	利用児童数/月	0	0	0	0	0	0

### 【第3期計画の見込量】

利用者は0人と見込んでいますが、入所が必要になった際は、県と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

#### ■第3期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所支援	利用児童数/月	0	0	0
医療型障害児入所支援	利用児童数/月	0	0	0

### (3) 障がい児相談支援

#### ■ 障害児相談支援サービスの種類と内容

サービス名	内 容
障害児支援利用援助	障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、本人または保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	利用している障がい児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

#### 【第2期計画の実績】

障害児相談支援の利用者数は、計画期間中の各年度で計画値を大きく下回り、令和5年度は計画値185人に対して90人の利用が見込まれ、達成率は48.6%となっています。

#### ■ 第2期計画の計画値と実績値

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
障害児相談支援	実利用児童数/年	175	81	180	89	185	90

#### 【第3期計画の見込量】

第2期計画期間中の利用動向等を踏まえ、見込んでいます。

#### ■ 第3期計画の見込量

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	実利用児童数/年	95	100	105

#### (4) 医療的ケアが必要な子どものためのコーディネーターの配置

##### ■事業の内容

項目	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを要する障がい児が、必要な支援を円滑に受けられることができるように、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うためのコーディネーターを配置します。

#### 【第2期計画の実績】

##### ■第2期計画の計画値と実績値

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
コーディネーターの配置人数	人数	1	5	1	7	1	7

#### 【第3期計画の見込量】

コーディネーターの配置をめざします。

##### ■第3期計画の見込量

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人数	8	9	10



## 第4章 計画の進め方

### 1 町の推進体制と計画の進行管理

#### ① 庁内の推進体制

本計画は、関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら推進します。とりわけ、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の目標や見込量を達成するためには、障害福祉サービスをはじめ就労・雇用、産業振興、教育等関連分野との連携が重要であることから、庁内の関係各課との連携・調整を一層進めていきます。

また、複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいや障がい者に対する理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

#### ② 計画の進行管理

計画の進行管理は、関連分野の他の事業計画等とも連携を図りながら、計画内容の点検・評価を行っていきます。

### 2 連携の強化

#### ① 国、県、圏域市町、サービス事業所等との連携

国、徳島県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

また、徳島県及び近隣の市町村と連携を取り、板野郡自立支援協議会で決定した事項について幅広い意見交換を図るとともに、東部障がい者保健福祉圏域でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

さらに、民間協力の不可欠な事業の推進にあたって、サービス事業所等との連携を図ります。

#### ② 地域での連携

障がい者の多様な生活課題や複雑化・複合化する問題の発生に対応するため、地域での多分野・他職種協働の体制づくりをめざします。

### ③ 住民参加の促進

障がい者やその家族が、地域で安心して生活できるように、障がいや障がい者に対する住民の理解が深まるよう、関係団体や関係機関等と連携し、啓発を進めます。

また、障がい者に必要な情報を届けたり、見守りや交流など、相互に支えあい、助けあう地域づくりへの住民の積極的な参加を促進します。

## 3 サービス基盤の整備と人材の確保

障がい福祉サービス等が、障がい者及びその家族等のニーズに必ずしも十分に対応できているとは言えない状況にあることから、公共施設の活用や事業所への支援、各種助成制度の活用等により、サービス基盤の整備に努めます。サービスを提供する人材については、全国的に確保が難しい状況にありますが、徳島県と連携し、福祉分野への就学や就業の支援を進めます。

また、障がい者自立支援をはじめ、介護保険、子ども・子育て支援など、制度による福祉を補完するインフォーマルサービスとして、ゴミ捨て、買い物支援、移送、子育て支援など、日常生活の多様な場面で、支援が必要な人を支える住民参加型在宅福祉サービス団体の育成に努めます。





---

## 資料編

---

### 上板町障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

#### （設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、児童福祉法（平成28年法律第65号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を策定するため、上板町障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- （1）障がい者計画の策定に関すること。
- （2）障がい福祉計画の策定に関すること。
- （3）障がい児福祉計画の策定に関すること。
- （4）その他計画策定に関する必要な事項。

#### （組織）

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

- 2 有識者等、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関の職員のうちから町長が委嘱する。

#### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選による。

- 2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### （委員会）

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

#### （事務）

第6条 委員会の庶務は、民生児童課により処理する。

#### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

上板町

第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月 発行

発行者 上板町

〒771-1392

徳島県板野郡上板町七條字経塚 42 番地

TEL : 088-694-6811 (民生児童課)

FAX : 088-694-5903

H P : <http://www.townkamiita.jp/>